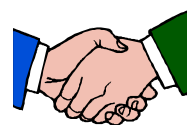


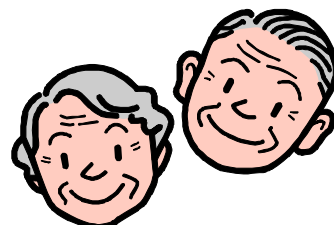
## 6. サービス利用料金(1回あたり)(契約書第6条参照)



介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の1割です。ただし、介護保険の給付の範囲をこえたサービス利用は全額自己負担となります。



### 【料金表 基本料金】



サービスに要する時間	30分未満	30分以上～1時間未満	1時間以上～1時間半未満	1時間半以上(30分増すごと)
身体介護	2,310円	4,020円	5,840円	830円を追加
生活援助	—	2,080円	2,910円	—
身体生活	身体介護 30分未満			
	生活援助 30分未満	生活援助 1時間未満	生活援助 1時間半未満	—
	3,140円	3,970円	4,800円	—
	身体介護 1時間未満			
	生活援助 30分未満	生活援助 1時間未満	生活援助 1時間半未満	—
	4,850円	5,680円	6,510円	—
	身体介護 1時間半未満			
	生活援助 30分未満	生活援助 1時間未満	生活援助 1時間半未満	—
	6,670円	7,500円	8,330円	—
	※ 以降身体介護30分毎に830円加算			

- 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。
- 朝7時～8時まで、および夕方6時～7時までには上記料金が25パーセント増しになります。
- やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。